

奈良県国民健康保険財政調整基金条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六十八号

奈良県国民健康保険財政調整基金条例

（設置）

第一条 国民健康保険事業において、年度間における財源の調整を行い、将来にわたる国民健康保険の健全な運営に資するため、奈良県国民健康保険財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、奈良県国民健康保険事業費特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。
（処分）

第五条 基金は、その設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

（繰替運用）

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（その他）

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間に基金として積み立てる額は、第二条の規定にかかわらず、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。